

岩手大学における名義使用に関する取扱要項

平成24年7月12日
(学 長 裁 定)

国立大学法人岩手大学（以下「大学」という）の共催、後援、協賛等の名義使用に関する取扱いについては、この要項の定めるところによる。

（名義の区分）

第1 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主催 大学が事業を主体的に開催する場合
- (2) 共催 大学を含む複数の団体が主体となり、共同して事業を実施する場合
- (3) 後援 第三者が開催の主体となる事業に対し、大学がその趣旨に賛同し、協力、援助をする場合であって、その協力、援助の範囲が原則として名義の使用の承認に限る場合
- (4) 協賛その他これに類する名義 特に主催者から協賛その他これに類する名義を使用したい旨の要望がある場合

（使用者の範囲）

第2 名義を使用許可することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体の機関
- (2) 学校又は教育研究機関
- (3) 教育、学術、文化又はスポーツに関する団体（任意団体含む）
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く）
- (5) その他学長が特に認めるもの

（許可の基準）

第3 名義を使用許可することができる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 教育、学術、文化又はスポーツの向上普及に寄与するもの
- (2) 営利を目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないもの
- (3) 特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でないもの
- (4) 公衆衛生、災害防止について十分な対策が講じられているもの
- (5) 大学運営に支障をきたさないもの

（申請）

第4 名義の使用許可を受けようとする者は、原則として、事業等の開催日から1ヶ月以上前に別紙様式1の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員名簿等
- (3) 事業実施に関する計画書等の書類（収支予算案を含む）
- (4) その他必要な書類

（遵守事項）

第5 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について、別紙様式2の事業完了報告書を提出すること

(許可の取消)

第6 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

(1) 第3もしくは第5に掲げる事項に違反したとき

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき

(事務)

第7 名義の使用に関する事務は、総務広報課において処理する。

附 則

この要項は、平成24年7月12日から施行する。